

高山市地域公共交通網形成計画について

1. 計画の位置づけ

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条により、市域における交通政策を総合的かつ計画的に推進するための計画

- ・公共交通の維持や改善に向け、交通事業者・行政等がそれぞれの役割の中で協働して取り組むための方向性を示す
- ・計画の策定に当たっては、法第5条第7項により公共交通活性化協議会での協議が必須となっている

2. 計画期間

令和2年度から令和6年度（5年間）

（現行計画 平成27年度から31年度 5年間）

3. 計画の構成 別紙1

現行計画の2部構成（基本計画・実施計画）を1部構成とし、項目を整理する

4. 計画のポイント

- ・社会情勢や公共交通の状況の変化を踏まえた施策を位置づける
- ・総合計画及び都市基本計画の見直しとの整合を図る

①地域公共交通の現状 別紙2

②地域公共交通の課題 別紙3

③基本方針 別紙4

④事業及びその実施主体 別紙5